

News Release



株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.

25-D-0122
2025年4月21日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

山陽電気鉄道株式会社（証券コード:9052）

【据置】

長期発行体格付	BBB+
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 神戸・姫路間を主たる事業エリアとする民鉄準大手。沿線には大手製造業の生産拠点が点在する。運輸業のほか、流通業、不動産業、レジャー・サービス業など多角的に事業展開している。中期経営計画（24/3期～26/3期）では、沿線の更なる魅力向上に努め、非鉄道事業分野での成長投資も含めて経営基盤の強化を図ることを基本方針としている。
- (2) コロナ禍の業況は厳しかったものの、運輸業や流通業を中心とした着実な立て直しが進んできた。また不動産業は賃貸を中心に底堅く利益を確保している。当面も、業績の大きな下振れリスクは低いと考えられ、現状程度の利益水準は維持可能と見られる。今後、非運輸業の強化に向けた投資の増加が計画されている。一定の財務規律は維持される見込みだが、中長期的には投資規模が大きいと見られる開発案件も控えていることから、引き続き財務運営の状況を確認していく。以上より格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (3) 25/3期の営業利益（会社計画）は39億円（前期比9.3%減）と公表されている。減益要因はマンション分譲収入の減少などであり、運輸業や不動産の賃貸事業などの業績は堅調と見られる。人口動態などから見て、中長期的な鉄道輸送人員の拡大は見込みづらい。今後、鉄道事業の効率化に向けた取り組みに加えて、非運輸業における成長投資の成果獲得によって、収益力の向上を図ることが出来るか確認していく。
- (4) 24/3期の有利子負債/EBITDA倍率（会社公表値）は4.9倍であるなど、同業他社比較で見た財務指標は良好な水準にある。当面の成長投資の内容は収益不動産の取得などが中心であり、比較的早期に利益貢献するものと考えられる。ただ先行的に財務負担が生じる可能性が高いうえ、将来的には山陽姫路駅や山陽明石駅などの再開発で相応の資金負担が生じると見られることから、財務規律の遵守状況などを確認していく。

（担当） 加藤 直樹・外窪 祐作

■格付対象

発行体：山陽電気鉄道株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB+	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2025年4月16日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：里川 武
主任格付アナリスト：加藤 直樹
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2024年10月1日）、「鉄道」（2020年5月29日）として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 山陽電気鉄道株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関する何らの推奨をするものではありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っています。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■ NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル